



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2024/7/22

NO.570 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

7月なんでも相談会

日時 7月26日(金)

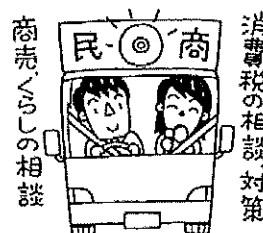
午後2時から

場所 民商事務所

- ◇インボイス◇記帳
- ◇経営◇会社設立
- ◇国保税◇労災保険
- ◇社会保険◇消費税

※相談ご希望の方は、
 事前に民商へ予約をお願いします。

困ったら放置せずに
 民商へご相談ください。



消費税の相談、対策



商売への相談

10日、会員さんや読者の方から寄せられた乾麺やお菓子等の食料品を阿部婦人部長が「フードバンクむらかみ」へ寄付してきました。今後も皆さまからのご協力をお願いします。
 ★集金時や新聞配達時にも回収可能です。



国民健康保険税

納税通知書が届いたら内容の確認を

国保税や介護保険料、後期高齢者医療保険料の通知書が、市や村から該当する世帯に届き始めました。これは、昨年の所得によって今年度の税額を算定したものです。

国保税の算定方法のひとつである所得割額は、前年の総所得金額などから基礎控除額の43万円を引いた金額に所得割率を乗じます。なにか疑問を感じたら、そのまま放っておかずに相談しましょう。



国保税で困っていませんか？
 お困りの方は相談を

- 滞納がある
- 差押え予告がきた
- 国保税を減免したい
- 保険証がない
- 高すぎて国保税が払えないなど

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられる社会保障制度です。様々な制度を活用し、高すぎる国保税の減額・免除・分割納付などを実現しましょう。私たちは、いのちと健康を守る権利があります。

過払い金の相談も受付しています

8月の無料法律相談

日時 8月7日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 8月5日(月)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円
 見舞金・祝金

6月からの定額減税について

7月給与支払の減税処理もお忘れなく

6月給与支払同様、下記のイメージのように記載しましょう。
 住民税は、市や村から送られてきた特別徴収税額の決定通知書の額を天引きしましょう。

7月の給与明細書のイメージ

支給		控除	
月給	200,000	社会保険料	30,000
		雇用保険料	1,400
		所得税	0
		<u>控除前税額</u>	<u>5,000</u>
		<u>定額減税</u>	<u>▲5,000</u>
		<u>住民税</u>	<u>4,000</u>
		控除合計	35,400
合計	200,000	差引支給額	164,600

給与明細書には、
 実際に控除した所得税の記載が
 義務付けとなりました。
本来の所得税を記載し、
「定額減税▲〇〇〇〇円」として
 記載しましょう。

7月分からの住民税は、市や村からの
『特別徴収税額の決定通知書』の額を
 記載しましょう。